

防衛庁訓令第 87 号

車両用階級標識に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第22号）の全部を次のように改正する。

昭和37年12月27日

防衛庁長官 志 賀 健 次 郎

車両用標識に関する訓令

改正 昭和39年11月20日庁訓第 47号
昭和46年 4月27日庁訓第 27号
昭和59年 6月30日庁訓第 37号
平成13年 1月 6日庁訓第 2号
平成18年 3月27日庁訓第 12号
平成18年 7月28日庁訓第 83号
平成19年 1月 5日庁訓第 1号
平成19年 8月30日省訓第145号
平成21年 7月29日省訓第48号
平成26年 5月30日省訓第35号
平成26年 7月24日省訓第40号
平成27年10月 1日省訓第39号
平成28年 2月19日省訓第 5号

（内閣総理大臣の車両用標識）

第1条 内閣総理大臣が自衛隊を公式に訪問し又は視察する場合に使用する車両には、その前面窓ガラス内部に別図第1の車両用標識を掲げるよう必要な措置をとるものとする。

（防衛大臣等の車両用標識）

第2条 防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官、防衛審議官、官房長、局長、衛生監、施設監、防衛省本省の施設等機関の長（別図第2において「施設等機関の長」という。）、統合幕僚監部総括官、防衛監察監及び防衛装備庁長官が現に乗車している車両には、警衛の所在する自衛隊の営門に出入する場合及び渉外事務その他必要と認める場合には、その前面窓ガラス内部に別図第2の車両用標識を掲げることができる。

（自衛官の車両用標識）

第3条 陸将、陸将補、海将、海将補、空将及び空将補が現に乗車している車両には、次の各号に定める場合において必要と認めるときは、その前面窓ガラス内部に別図第3の車両用標識を掲げることができる。

- （1）日出から日没までの間において警衛の所在する自衛隊の営門を出入する場合
- （2）自衛隊の施設内を進行する場合及び演習中演習地内を進行する場合
- （3）外国軍隊等を訪問する場合
- （4）儀式に臨場する場合

（職員の車両用標識）

第4条 職員（第2条に規定する者及び自衛官を除く。）が現に乗車している防衛省の車両には、必要と認める場合には、その前面窓ガラス内部に別図第4の車両用標識を掲げることができる。

（賓客等の車両用標識）

第5条 国会議員その他防衛大臣が必要と認める者が自衛隊を公式に訪問し又は視察する場合に使用する車両には、その前面窓ガラス内部に別図第5の車両用標識を掲げるよう必要な措置をとるものとする。

- 2 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第13条第2項第16号及び第17号に規定する外国の榮譽礼受礼資格者（前項の規定により防衛大臣が必要と認める者を除く。）が現に乗車している車両には、国際慣習に従い、その前面窓ガラス内部その他適切な場所に別図第2若しくは別図第3の車両用標識又はその他の国際慣習上適当と認める車両用標識を掲げるよう必要な措置をとるものとする。

附 則

この訓令は、昭和37年12月27日から施行する。

附 則（昭和39年11月20日庁訓第47号）

この訓令は、昭和39年11月20日から施行する。

附 則（昭和46年4月27日庁訓第27号）

- 1 この訓令は、昭和46年5月1日から施行する。
- 2 改正前の車両用標識に関する訓令別図第1及び別図第2の規定による車両用標識（書記官に係るものを除く。）は、なお当分の間改正後の車両用標識に関する訓令別図第2の規定にかかわらず、これを使用することができる。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

（施行期日）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

附 則（平成26年7月24日省訓第40号）

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

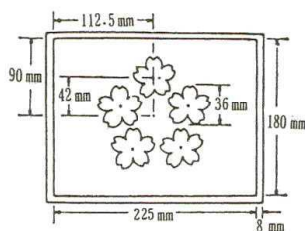
（施行期日）

- 第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日省訓第5号）

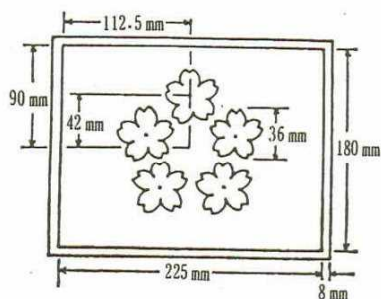
この訓令は、平成28年2月19日から施行する。

別図第 1



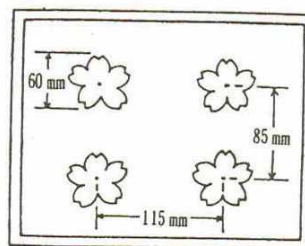
- 1 台地の色は、紫色とする。
- 2 桜花の色は、金色とする。
- 3 柾の色は、金色とする。
- 4 材質は、金属とする。

別図第 2

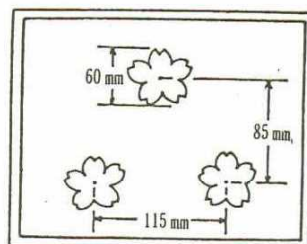


防衛大臣

防衛副大臣
防衛大臣政務官
防衛大臣補佐官
防衛大臣政策参与
事務次官
防衛審議官
防衛裝備庁長官



官房長及び局長
衛生監
施設監
施設等機関の長
統合幕僚監部総括官
防衛監察監



- 1 台地の色は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣政策参与についてはえび茶色、事務次官及び防衛審議官並びに防衛装備庁長官については深緑色、その他の者については白色とする。
- 2 桜花の色は、防衛大臣政務官及び防衛装備庁長官については銀色、防衛大臣補佐官及び防衛大臣政策参与については赤銅色、その他の者については金色とする。
- 3 柁の色は、金色とする。
- 4 材質は、金属とする。

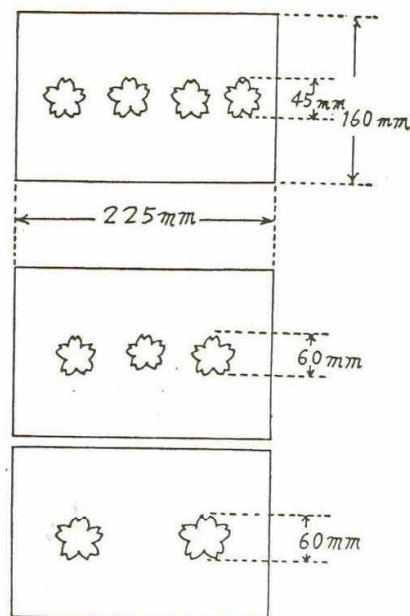
別図第3

統合幕僚長たる陸将、
海将又は空将

陸上幕僚長たる陸将
海上幕僚長たる海将
航空幕僚長たる空将

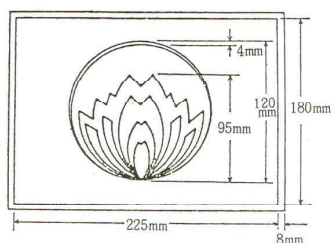
陸	将
海	将
空	将

陸	将	補
海	将	補
空	将	補



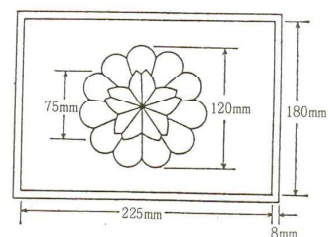
- 1 台地の色は、陸将及び陸将補については赤色、海将及び海将補については群青色、空将及び空将補については水色とする。
- 2 桜花の色は、銀色とする。
- 3 材質は、金属とする。

別図第4



- 1 台地の色は、白色とする。
- 2 桜の花弁及び円周の部分は金色とし、その他の円周の部分は赤銅メッキ色とする。
- 3 枠の色は、金色とする。
- 4 材質は、金属とする。

別図第5



- 1 台地の色は、白色とする。
- 2 菊形の色は金色とし、桜花の色は銀色とする。
- 3 枠の色は、金色とする。
- 4 材質は、金属とする。